

第4 評価の結果

1 第6次十箇年計画の評価

平成22年度から31年度までを計画期間とする第6次十箇年計画等におけるそれぞれの成果目標の29年度末時点の実績は次のとおりである。

図表 第6次十箇年計画及び第6次十箇年計画補足資料における成果目標及び平成29年度における実績（再掲）

区 分	成果目標 (平成31年度)	実績 (29年度)	達成状況
①進捗率	49% → 57% (21年度)	52%	3ptの伸び
D I D	21% → 48% (21年度)	25%	4ptの伸び
D I D以外の林地	42% → 50% (21年度)	45%	3ptの伸び
②市町村等が行う地籍調査の調査面積	21,000km ²	8,023km ²	38.2%
【D I Dの調査面積】	1,800km ²	274km ²	15.2%
【D I D以外の林地の調査面積】	15,000km ²	5,893km ²	39.3%
③国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等の活用	活用の促進	—	—
【上記の活用による地籍整備の面積】	D I Dを中心に 約1,500km ²	283km ²	18.9%
④地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査及び基準点の測量	—	—	—
基本調査の調査面積 (下欄の基準点の測量を除く。)	3,250km ²	845km ²	26.0%
【都市部官民境界基本調査】	1,250km ²	445km ²	35.6%
【山村境界基本調査】	2,000km ²	400km ²	20.0%
D I D以外で行う基準点の測量の基準点の数	8,400点	2,772点	— (※)
⑤地籍調査に未着手又は休止中の市町村の解消	604市町村 → 解消 (21年度) (26年度)	447市町村	26.0%

(注) 本表は図表1-①を再掲したものである。

それぞれの成果目標の平成29年度末の達成状況をみると、現状のペースで推移する場合、いずれも、計画期間の最終年度に当たる31年度末までの達成が困難な状況となっている。

調査対象市町村における地籍調査の実施による効果に係る事例を調査したところ、災害からの復旧に当たり、地籍調査の成果を基に被災前の状況を図面上で再現することができたため、迅速に復旧計画が策定でき、換地についても、土地所有者

等とのトラブルがなかったとしている例や、区画道路拡幅事業において、地籍調査により、土地所有者等の立会いが完了していたため、事業化前の準備期間が1年程度短縮され、測量に係る経費を1,000万円程度削減できたとしている例がみられた。地籍調査を加速化することにより、このようなメリットが全国に波及することが期待される。

一方、地籍調査が完了していない地域では、土地の境界が不明確であることから、災害からの復旧に遅れが生じたり、公共事業や土地取引において、土地の境界確認完了までの期間の長期化や多額の費用が発生する場合がある。

このような状況を踏まえると、令和2年度以降の10年間を計画期間とする次期国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、地籍整備の推進に係る個別の推進施策の実効性を確保するために、具体的に改善策を講ずる必要がある。

2 進捗率（平成21年度末時点）及び第6次十箇年計画期間中の達成率ごとの特徴 （第3-4参照）

市町村等が行う地籍調査について、国は、各種の推進施策を講じているところであるが、平成21年度末時点及び29年度末時点の進捗率並びに29年度末における第6次十箇年計画期間中の都道府県計画の成果目標の達成率（以下、本項目において「達成率」という。）をみると、都道府県ごとに大きな差がみられた。そこで、平成21年度末時点の進捗率（以下、本項目において「21年度進捗率」という。）と達成率の高低の観点から、調査対象都道府県をアからエの四つのグループに分類して分析したところ、次のような特徴がみられた。

ア 21年度進捗率・達成率とも高いグループ（3都道府県（11市町村））

平成25年度以降に土地所有者等の立会いの弾力化措置を活用した実績がある調査対象市町村の割合が高い。また、地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、市町村の財政上の制約を挙げた調査対象市町村が相対的に多い。

イ 21年度進捗率は低い但達成率が高いグループ（4都道府県（22市町村））

4都道府県中3都道府県で、都道府県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震防災対策推進地域における地籍調査又は公共事業と連携した地籍調査を積極的に推進している状況がみられた。また、地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、国庫負担金の交付額が要望額を下回ることを挙げた調査対象市町村が相対的に多い。

ウ 21年度進捗率は高い但達成率が低いグループ（6都道府県（21市町村））

地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、作業の困難さを挙げた調査対象市町村が相対的に多く、都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合が高い。

エ 21年度進捗率・達成率とも低いグループ（10都道府県（45市町村））

未着手・休止市町村の割合が高く、都道府県全体の面積に占めるD I Dの面積の割合が高い。また、10都道府県中7都道府県で、都道府県内全域が南海トラフ

地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域に指定されているものの、うち5都道府県は、平成29年度末時点における進捗率が20%を下回っている状況がみられた。

上記の特徴と、全国における第6次十箇年計画期間中の地籍調査の実施状況を照らし合わせてみると、都道府県を全体として見た場合、置かれた環境等と地籍調査の実績との相関を見てとることのできる点もあると考えられる。

これらは、国が地籍整備を推進していく上で、これまでの地籍調査の実績等を踏まえた全国一律でない取組の可能性を示すものと考えられる。

3 個別事項についての評価

(1) 認証遅延等の発生（第3-5参照）

平成30年1月時点で、全国の398市町村（地籍調査を実施中又は休止中の市町村の37.1%）において、地籍図及び地籍簿の作成後6か月以上にわたって認証請求の手続を行っていない（認証遅延）地区があり、同様に、全国129市町村（同12.0%）で、認証後6か月以上にわたって地籍図及び地籍簿の写しを登記所に送付していない（送付遅延）地区がある。

調査対象市町村において認証遅延となっている地区では、地籍調査の実施に当たって、土地所有者等の協力や合意が得られないこと等により、筆界未定となる土地があり、その解消に取り組んでいるために遅延が生じている地区が最も多く、これらの地区については、「作業の困難さ」に対する更なる施策が講じられることにより、一定程度、遅延が解消されることが期待される。そのほか、認証遅延又は送付遅延となっている地区には、閲覧未了となっている土地所有者等の解消に取り組んでいる地区、地籍調査実施後の現況の変化、制度改正により、再度、地籍調査と同様の調査（再調査）が必要となっている地区などもある。

認証・送付が行われなければ、市町村等が作成した地籍図及び地籍簿が登記所備付地図とならず、政策効果、行政コストの面から問題と考えられる。また、調査対象市町村の中には、遅延を解消するために新規調査の着手に遅れが生じている状況がみられる。このような状況がみられるにもかかわらず、国土交通省は、発生原因を分析しておらず、具体的な解消策を示すには至っていない。

こうしたことを踏まえ、認証遅延及び送付遅延の早期解消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる必要がある。

(2) 土地所有者等の立会いの弾力化措置の活用状況（第3-6-(3)参照）

準則第30条第3項の適用実績は、平成28年度は618筆、29年度は461筆となっており、同項の適用により、最終的に土地所有者等の立会いを求めることができなかった筆数のうち、28年度は24.5%、29年度は16.6%について筆界未定の発生を防止している。

準則第30条第3項の適用実績がない調査対象市町村からは、客観的資料が具体

的にどのようなものか分からない、準則第30条第3項が適用可能なケースが明らかでないため、具体的な運用事例を示してほしい等の意見があった。一方、不正確な地積測量図しか資料がなく、境界杭も残っていない中、地積測量図と字図の面積が一致したこと等を踏まえ、法務局等と協議が整い、準則第30条第3項を適用することができた例がみられた。このような意見や事例がみられるにもかかわらず、国土交通省では、準則第30条第3項を適用した事例を集約・整理していない。

こうしたことを踏まえ、準則第30条第3項の適用に当たっての具体的な運用事例を集約・整理して市町村に提供し、筆界未定の予防を促進するよう準則第30条第3項の適用を促す必要がある。

(3) 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用状況

(第3-7参照)

19条5項指定の活用状況は、第6次十箇年計画期間中において、実施面積の目標(D I Dを中心に)約1,500km²に対して18.9%と低調となっており、このうち81.4%が法令による義務付け等により指定を受けるものとなっている。

国土交通本省、地方整備局等は、19条5項指定の活用促進を図るため、関係団体等に対し、周知・広報を実施している。調査対象都道府県・市町村の中には独自に制度を周知しているところもあるが、国土交通省はこうした取組の具体的な内容や工夫事例について把握していない。

また、調査対象都道府県・市町村からは、19条5項指定の申請に時間と手間が掛かる、追加作業が発生する等の意見、あるいは、地籍整備推進調査費補助金の周知方法に係る意見や19条5項指定の要件を満たすためのコストと見合わないとの意見などがあった。

こうしたことを踏まえ、19条5項指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証することが必要である。

(4) 法務局・地方法務局による地籍調査への協力状況 (第3-8-(2)参照)

法務局等による地籍調査への協力、特に現地調査への協力については、境界紛争が生じている土地に関して、市町村からの要請に基づき、法務局等職員が土地所有者等に対して説明を行った結果、土地所有者等の理解が得られ、筆界が確認されるなど、一筆地調査における土地所有者等の立会いにおいて、法務局等職員の能力・ノウハウを活用することで、筆界の確認が円滑に行われるなどの効果があるものと考えられる。しかし、市町村においては、法務局等から協力を得る場合の具体的な協力内容やその効果を必ずしも認識していないのがみられるなど、市町村に対する地籍調査への協力の具体的な内容に関する周知が十分でないと考えられる。

こうしたことを踏まえ、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的な内容や効果について周知することが必要である。

(5) 法務局・地方法務局と市町村の連携による地籍整備の推進状況

(第3-8-(3)参照)

法務局等が行う地図作成作業は、都市部のD I Dの地図混乱地域のような地籍調査が困難な地区において実施されているが、法務局等では職員の専門知識や登記官の権限を活用して地図作成作業を進めているなど、毎年度、ほぼ計画どおりに実施している。このため、地図作成作業の各年度の達成率（計画面積に対する実施面積）は90%を超えている。一方、市町村等が実施する地籍調査は、第6次十箇年計画において、平成31年度末までにD I Dにおける地籍調査の進捗率を48%とする成果目標に対し、29年度時点の進捗率は25%にとどまっているなど、法務局等と市町村のD I Dにおける地籍整備の進捗状況には違いがみられる。

調査結果を踏まえると、法務局等と市町村との連携は、十分に図られているとは言いがたい状況となっているが、各法務局等では、市町村の地籍調査が遅れているD I Dにおいても計画どおりに地図作成作業を実施していること、法務局等と連携し、一体的な地籍整備を進める市町村では、連携したことで業務の円滑化・効率化が図られたなどの効果を挙げていることから、既存の取組を見直しつつ、法務局等職員の豊富な専門知識・ノウハウをいかせるよう、法務局等と市町村との連携を促進することで、D I Dにおける地籍調査が推進されると考えられる。

こうしたことを踏まえ、法務省及び国土交通省は、D I Dにおける地籍整備を、より一層推進するため、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図ることが必要である。

(6) 国及び地方公共団体における進捗率の把握状況（第3-9参照）

調査結果では、進捗率の算定に当たって用いる「地籍調査実施地域の面積」については、国土交通省が用いるデータと実施面積等調書で報告されたデータにかい離があり、「地籍調査の対象面積」については、その定義の詳細を国土交通省が明確にしていないことから、市町村によって実施面積等調書への記載についての考え方が異なっているケースがみられた。

こうしたことを踏まえ、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行うことが必要である。